

静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例（令和元年静岡県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、修業年限及び収容定員)

第2条 静岡県立農林環境専門職大学の学部及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部に置く学科の名称、修業年限及び収容定員は、次のとおりとする。

専門職大学	学部	学科	修業年限	収容定員	
					うち入学定員
静岡県立農林環境専門職大学	生産環境経営学部	生産環境経営学科	4年	96人	24人
静岡県立農林環境専門職大学短期大学部		生産科学科	2年	200人	100人

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（令和2年1月10日静岡県規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。